

議案第48号

世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する
規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年7月8日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

区立小・中学校に勤務する都費負担教職員及び区立幼稚園に勤務する教育職員が「子育て部分休暇」を申請する場合に、権限の委任を受けた教育長が、申請に対する承認を行うに当たり、本規則を改正する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則（昭和63年9月世田谷区教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第8号中「及び第18条の2第1項」を「、第18条の2第1項及び第18条の3第1項」に、「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第2条第1項第8号の規定は、令和7年4月1日から適用する。

世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則	○世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則
昭和63年 9 月20日 世教委規則第 8 号	昭和63年 9 月20日 世教委規則第 8 号
改正	改正
昭和63年12月28日 世教委規則第 9 号	昭和63年12月28日 世教委規則第 9 号
平成元年 3 月31日 世教委規則第 1 号	平成元年 3 月31日 世教委規則第 1 号
平成元年 5 月 1 日 世教委規則第11号	平成元年 5 月 1 日 世教委規則第11号
平成 3 年 3 月 1 日 世教委規則第 2 号	平成 3 年 3 月 1 日 世教委規則第 2 号
平成 4 年 4 月30日 世教委規則第11号	平成 4 年 4 月30日 世教委規則第11号
平成 4 年 7 月15日 世教委規則第14号	平成 4 年 7 月15日 世教委規則第14号
平成 4 年12月25日 世教委規則第20号	平成 4 年12月25日 世教委規則第20号
平成 5 年 4 月27日 世教委規則第 3 号	平成 5 年 4 月27日 世教委規則第 3 号
平成 6 年 4 月28日 世教委規則第 4 号	平成 6 年 4 月28日 世教委規則第 4 号
平成 7 年 4 月27日 世教委規則第13号	平成 7 年 4 月27日 世教委規則第13号
平成 9 年 3 月27日 世教委規則第 2 号	平成 9 年 3 月27日 世教委規則第 2 号
平成11年 3 月24日 世教委規則第 3 号	平成11年 3 月24日 世教委規則第 3 号
平成12年 3 月31日 世教委規則第 8 号	平成12年 3 月31日 世教委規則第 8 号
平成13年 9 月28日 世教委規則第20号	平成13年 9 月28日 世教委規則第20号
平成15年 3 月28日 世教委規則第 2 号	平成15年 3 月28日 世教委規則第 2 号
平成16年 3 月31日 世教委規則第 5 号	平成16年 3 月31日 世教委規則第 5 号
平成16年12月17日 世教委規則第17号	平成16年12月17日 世教委規則第17号
平成18年 6 月28日 世教委規則第19号	平成18年 6 月28日 世教委規則第19号
平成20年 3 月28日 世教委規則第 7 号	平成20年 3 月28日 世教委規則第 7 号
平成20年 5 月27日 世教委規則第23号	平成20年 5 月27日 世教委規則第23号
平成21年 9 月25日 世教委規則第14号	平成21年 9 月25日 世教委規則第14号
平成22年 5 月 6 日 世教委規則第12号	平成22年 5 月 6 日 世教委規則第12号

改正後	改正前
平成22年 7 月16日世教委規則第15号 平成26年 3 月28日世教委規則第 4 号 平成26年11月28日世教委規則第11号 平成27年 3 月13日世教委規則第 6 号 平成28年 6 月28日世教委規則第13号 平成29年 3 月17日世教委規則第 8 号 平成29年 6 月30日世教委規則第13号 令和元年 6 月28日世教委規則第 9 号 令和 3 年12月10日世教委規則第16号 令和 4 年 3 月29日世教委規則第 4 号 令和 5 年 3 月29日世教委規則第 5 号 令和 6 年12月27日世教委規則第13号 <u>令和 7 年 7 月 日世教委規則第 号</u>	平成22年 7 月16日世教委規則第15号 平成26年 3 月28日世教委規則第 4 号 平成26年11月28日世教委規則第11号 平成27年 3 月13日世教委規則第 6 号 平成28年 6 月28日世教委規則第13号 平成29年 3 月17日世教委規則第 8 号 平成29年 6 月30日世教委規則第13号 令和元年 6 月28日世教委規則第 9 号 令和 3 年12月10日世教委規則第16号 令和 4 年 3 月29日世教委規則第 4 号 令和 5 年 3 月29日世教委規則第 5 号 令和 6 年12月27日世教委規則第13号
世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則 東京都世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和32年 4 月東京都世田谷区教育委員会規則第 1 号）の全部を改正する。 （通則） 第 1 条 世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の委任等及び補助執行については、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。 （教育長委任事項） 第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる事項は、世田谷区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。 （1） 教育長の服務に関すること（長期出張命令を除く。）。 （1 の 2） 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成	世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則 東京都世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和32年 4 月東京都世田谷区教育委員会規則第 1 号）の全部を改正する。 （通則） 第 1 条 世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の委任等及び補助執行については、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。 （教育長委任事項） 第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる事項は、世田谷区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。 （1） 教育長の服務に関すること（長期出張命令を除く。）。 （1 の 2） 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成

改正後	改正前
7年東京都条例第45号。以下「学校職員勤務条例」という。)第2条に規定する区立学校の職員(以下「区立学校職員」という。)及び幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年3月世田谷区条例第21号。以下「幼稚園教育職員勤務条例」という。)第2条に規定する幼稚園教育職員(以下「幼稚園教育職員」という。)の赴任延期に関すること。 (2) 区立学校職員及び幼稚園教育職員の出張命令及び旅行許可に関すること。 (3) 学校職員勤務条例第6条、第12条、第14条第1項及び第15条第3項並びに幼稚園教育職員勤務条例第6条、第12条、第14条及び第15条第3項の規定による区立学校職員及び幼稚園教育職員の週休日の変更等、休日勤務の命令及び代休日の指定並びに年次有給休暇に関すること。 (3)の2 学校職員勤務条例第11条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)、第11条の2の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)及び第11条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による区立学校職員の深夜勤務の制限及び超過勤務の免除又は制限に関すること。 (4) 学校職員勤務条例第17条第1項及び幼稚園教育職員勤務条例第17条第1項の規定による区立学校職員及び幼稚園教育職員の特別休暇の承認に関すること。 (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第19条第1項の規定による区立学校職員の部分休業の承認に関すること。 (6) 育児休業法第2条第1項、第10条第1項及び第19条第1項の規定による幼稚園教育職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の承認に関すること。 (7) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第1項の規	7年東京都条例第45号。以下「学校職員勤務条例」という。)第2条に規定する区立学校の職員(以下「区立学校職員」という。)及び幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年3月世田谷区条例第21号。以下「幼稚園教育職員勤務条例」という。)第2条に規定する幼稚園教育職員(以下「幼稚園教育職員」という。)の赴任延期に関すること。 (2) 区立学校職員及び幼稚園教育職員の出張命令及び旅行許可に関すること。 (3) 学校職員勤務条例第6条、第12条、第14条第1項及び第15条第3項並びに幼稚園教育職員勤務条例第6条、第12条、第14条及び第15条第3項の規定による区立学校職員及び幼稚園教育職員の週休日の変更等、休日勤務の命令及び代休日の指定並びに年次有給休暇に関すること。 (3)の2 学校職員勤務条例第11条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)、第11条の2の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)及び第11条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による区立学校職員の深夜勤務の制限及び超過勤務の免除又は制限に関すること。 (4) 学校職員勤務条例第17条第1項及び幼稚園教育職員勤務条例第17条第1項の規定による区立学校職員及び幼稚園教育職員の特別休暇の承認に関すること。 (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第19条第1項の規定による区立学校職員の部分休業の承認に関すること。 (6) 育児休業法第2条第1項、第10条第1項及び第19条第1項の規定による幼稚園教育職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の承認に関すること。 (7) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第1項の規

改正後	改正前
定による幼稚園教育職員の配偶者同行休業の承認に関する事。 (8) 学校職員勤務条例第16条第1項、第18条第1項、<u>第18条の2第1項及び第18条の3第1項</u>並びに幼稚園教育職員勤務条例第16条第1項、第18条第1項、<u>第18条の2第1項及び第18条の3第1項</u>の規定による区立学校職員及び幼稚園教育職員の病気休暇、介護休暇、<u>介護時間及び子育て部分休暇</u>の承認に関する事。 (9) 学校職員勤務条例第10条及び第11条並びに幼稚園教育職員勤務条例第9条及び第10条第1項の規定による区立学校職員及び幼稚園教育職員の宿日直勤務及び超過勤務の命令に関する事。 (10) 学校職員勤務条例第11条の4第1項の規定による区立学校職員の超勤代休時間の承認に関する事。 (11) 幼稚園教育職員勤務条例第4条第2項及び第5条第2項の規定による幼稚園教育職員の正規の勤務時間の割振り及び週休日の指定に関する事。 (12) 幼稚園教育職員勤務条例第13条の規定による幼稚園教育職員の休日の振替に関する事。 (13) 幼稚園教育職員勤務条例第7条の規定による幼稚園教育職員の休憩時間の付与に関する事。 (14) 幼稚園教育職員勤務条例第11条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による育児又は介護を行う幼稚園教育職員の深夜勤務の制限に関する事。 (15) 幼稚園教育職員勤務条例第11条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う幼稚園教育職員の超過勤務の制限に関する事。 (16) 幼稚園教育職員勤務条例第11条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う幼稚園教育職員の	定による幼稚園教育職員の配偶者同行休業の承認に関する事。 (8) 学校職員勤務条例第16条第1項、第18条第1項<u>及び第18条の2第1項</u>並びに幼稚園教育職員勤務条例第16条第1項、第18条第1項<u>及び第18条の2第1項</u>の規定による区立学校職員<u>及び</u>幼稚園教育職員の病気休暇、介護休暇<u>及び介護時間</u>の承認に関する事。 (9) 学校職員勤務条例第10条及び第11条並びに幼稚園教育職員勤務条例第9条及び第10条第1項の規定による区立学校職員及び幼稚園教育職員の宿日直勤務及び超過勤務の命令に関する事。 (10) 学校職員勤務条例第11条の4第1項の規定による区立学校職員の超勤代休時間の承認に関する事。 (11) 幼稚園教育職員勤務条例第4条第2項及び第5条第2項の規定による幼稚園教育職員の正規の勤務時間の割振り及び週休日の指定に関する事。 (12) 幼稚園教育職員勤務条例第13条の規定による幼稚園教育職員の休日の振替に関する事。 (13) 幼稚園教育職員勤務条例第7条の規定による幼稚園教育職員の休憩時間の付与に関する事。 (14) 幼稚園教育職員勤務条例第11条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による育児又は介護を行う幼稚園教育職員の深夜勤務の制限に関する事。 (15) 幼稚園教育職員勤務条例第11条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う幼稚園教育職員の超過勤務の制限に関する事。 (16) 幼稚園教育職員勤務条例第11条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う幼稚園教育職員の

改正後	改正前
超過勤務の制限に関すること。 (17) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条の適用を受ける区立学校職員、幼稚園教育職員及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第2項に規定する指導主事の教育に係る兼職又は事業等の従事の承認に関すること。 (18) 区立学校職員及び幼稚園教育職員の欠勤届その他の届の処理に関すること。 (19) 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22号）第3条に規定する幼稚園教育職員の給料その他の給与の支給に関すること。 (20) 幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条及び第19条に規定する幼稚園教育職員の扶養手当の認定及び給与の減額免除に関すること。 (21) 職員の旅費に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第12号）第3条の規定に基づく幼稚園教育職員の旅費の支給に関すること。 (22) 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和49年東京都教育委員会規則第24号）第42条第3項の規定により教育委員会が処理するものとされている事項（同規則第7条に規定するものを除く。）に関すること。 (23) 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成19年東京都教育委員会規則第60号）第46条第3項の規定により教育委員会が処理するものとされている事項（同規則第9条に規定するものを除く。）に関すること。 (24) 区立小学校及び中学校の校長及び教員に対する研究資料の貸与に関すること。 (25) 区立学校における教科書以外の教材の使用についての届出の取扱いに関すること。	超過勤務の制限に関すること。 (17) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条の適用を受ける区立学校職員、幼稚園教育職員及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第2項に規定する指導主事の教育に係る兼職又は事業等の従事の承認に関すること。 (18) 区立学校職員及び幼稚園教育職員の欠勤届その他の届の処理に関すること。 (19) 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22号）第3条に規定する幼稚園教育職員の給料その他の給与の支給に関すること。 (20) 幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条及び第19条に規定する幼稚園教育職員の扶養手当の認定及び給与の減額免除に関すること。 (21) 職員の旅費に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第12号）第3条の規定に基づく幼稚園教育職員の旅費の支給に関すること。 (22) 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和49年東京都教育委員会規則第24号）第42条第3項の規定により教育委員会が処理するものとされている事項（同規則第7条に規定するものを除く。）に関すること。 (23) 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成19年東京都教育委員会規則第60号）第46条第3項の規定により教育委員会が処理するものとされている事項（同規則第9条に規定するものを除く。）に関すること。 (24) 区立小学校及び中学校の校長及び教員に対する研究資料の貸与に関すること。 (25) 区立学校における教科書以外の教材の使用についての届出の取扱いに関すること。

改正後	改正前
(26) 区立学校が計画する宿泊を伴う学校行事の承認に関する こと。 (27) 区立学校長の事務引継に関すること。 (28) 東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成11年 東京都条例第115号）第2条（同条の表8の項を除く。）の規定に より区が処理することとされた事務に関すること。 2 教育長は、前項の規定により委任を受けた事務のうち、重要な事 項について、必要に応じて教育委員会に報告しなければならない。 （教育長の臨時代理） 第2条の2 教育長は、前条第1項の規定により委任を受けた事務以 外の事務について、緊急に処理しなければならない事由が生じ、か つ、教育委員会が招集されるいとまがないとき、又はその事務の処 理についてあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨 時に代理することができる。 2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、速やかに、 教育委員会に報告し、その承認を得なければならない。ただし、そ の事務の処理についてあらかじめ教育委員会の指示を受けたとき は、この限りでない。 （区長の補助機関である職員等の補助執行） 第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基 づき、次の各号に掲げる区長の補助機関である職員等に当該各号に掲 げる事務を補助執行させる。 (1) 総合支所区民課長及び出張所長 ア 転入、転居等に伴う就学すべき学校の指定、就学通知書の発 行及び健康診断の通知等の交付に関すること。 イ 就学通知書及び学校指定通知書兼許可通知書の再発行に関す ること。 ウ 学年途中の転居に伴う学期末まで（最終学年の場合は学年末	(26) 区立学校が計画する宿泊を伴う学校行事の承認に関する こと。 (27) 区立学校長の事務引継に関すること。 (28) 東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成11年 東京都条例第115号）第2条（同条の表8の項を除く。）の規定に より区が処理することとされた事務に関すること。 2 教育長は、前項の規定により委任を受けた事務のうち、重要な事 項について、必要に応じて教育委員会に報告しなければならない。 （教育長の臨時代理） 第2条の2 教育長は、前条第1項の規定により委任を受けた事務以 外の事務について、緊急に処理しなければならない事由が生じ、か つ、教育委員会が招集されるいとまがないとき、又はその事務の処 理についてあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨 時に代理することができる。 2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、速やかに、 教育委員会に報告し、その承認を得なければならない。ただし、そ の事務の処理についてあらかじめ教育委員会の指示を受けたとき は、この限りでない。 （区長の補助機関である職員等の補助執行） 第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基 づき、次の各号に掲げる区長の補助機関である職員等に当該各号に掲 げる事務を補助執行させる。 (1) 総合支所区民課長及び出張所長 ア 転入、転居等に伴う就学すべき学校の指定、就学通知書の発 行及び健康診断の通知等の交付に関すること。 イ 就学通知書及び学校指定通知書兼許可通知書の再発行に関す ること。 ウ 学年途中の転居に伴う学期末まで（最終学年の場合は学年末

改正後	改正前
まで) の就学すべき学校の指定の変更に関する事 こと。 エ 国立学校及び私立学校へ入学する旨の届出の受理に関する事 こと。 (2) まちづくりセンター所長(太子堂まちづくりセンター、経堂まちづくりセンター、北沢まちづくりセンター、等々力まちづくりセンター、用賀まちづくりセンター、二子玉川まちづくりセンター、成城まちづくりセンター及び烏山まちづくりセンターの所長を除く。) ア 就学通知書の再発行に関する事 こと。 イ 国立学校及び私立学校へ入学する旨の届出の受理に関する事 こと。 (3) 子ども・若者部子ども・若者支援課長 青少年教育に係る事業(教育委員会が指定するものに限る。)の運営に関する事 こと。 付 則 この規則は、昭和63年10月1日から施行する。 付 則(昭和63年12月28日世教委規則第9号) この規則は、昭和64年1月1日から施行する。 付 則(平成元年3月31日世教委規則第1号) この規則は、平成元年4月1日から施行する。 付 則(平成元年5月1日世教委規則第11号) この規則は、公布の日から施行する。 付 則(平成3年3月1日世教委規則第2号) この規則は、平成3年4月1日から施行する。 附 則(平成4年4月30日世教委規則第11号) この規則は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。 附 則(平成4年7月15日世教委規則第14号) この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第4号の改正規定は、平成5年4月1日から施行する。	まで) の就学すべき学校の指定の変更に関する事 こと。 エ 国立学校及び私立学校へ入学する旨の届出の受理に関する事 こと。 (2) まちづくりセンター所長(太子堂まちづくりセンター、経堂まちづくりセンター、北沢まちづくりセンター、等々力まちづくりセンター、用賀まちづくりセンター、二子玉川まちづくりセンター、成城まちづくりセンター及び烏山まちづくりセンターの所長を除く。) ア 就学通知書の再発行に関する事 こと。 イ 国立学校及び私立学校へ入学する旨の届出の受理に関する事 こと。 (3) 子ども・若者部子ども・若者支援課長 青少年教育に係る事業(教育委員会が指定するものに限る。)の運営に関する事 こと。 付 則 この規則は、昭和63年10月1日から施行する。 付 則(昭和63年12月28日世教委規則第9号) この規則は、昭和64年1月1日から施行する。 付 則(平成元年3月31日世教委規則第1号) この規則は、平成元年4月1日から施行する。 付 則(平成元年5月1日世教委規則第11号) この規則は、公布の日から施行する。 付 則(平成3年3月1日世教委規則第2号) この規則は、平成3年4月1日から施行する。 附 則(平成4年4月30日世教委規則第11号) この規則は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。 附 則(平成4年7月15日世教委規則第14号) この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第4号の改正規定は、平成5年4月1日から施行する。

改正後	改正前
附 則（平成4年12月25日世教委規則第20号） この規則は、平成5年1月1日から施行する。 附 則（平成5年4月27日世教委規則第3号） この規則は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。 附 則（平成6年4月28日世教委規則第4号） この規則は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。 附 則（平成7年4月27日世教委規則第13号） この規則は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。 附 則（平成9年3月27日世教委規則第2号） この規則は、平成9年4月1日から施行する。 附 則（平成11年3月24日世教委規則第3号） この規則は、平成11年4月1日から施行する。 附 則（平成12年3月31日世教委規則第8号） この規則は、平成12年4月1日から施行する。 附 則（平成13年9月28日世教委規則第20号） この規則は、平成13年10月1日から施行する。 附 則（平成15年3月28日世教委規則第2号） この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第15号の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。 附 則（平成16年3月31日世教委規則第5号） この規則は、平成16年4月1日から施行する。 附 則（平成16年12月17日世教委規則第17号） この規則は、平成17年4月1日から施行する。 附 則（平成18年6月28日世教委規則第19号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成20年3月28日世教委規則第7号） この規則は、平成20年4月1日から施行する。 附 則（平成20年5月27日世教委規則第23号）	附 則（平成4年12月25日世教委規則第20号） この規則は、平成5年1月1日から施行する。 附 則（平成5年4月27日世教委規則第3号） この規則は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。 附 則（平成6年4月28日世教委規則第4号） この規則は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。 附 則（平成7年4月27日世教委規則第13号） この規則は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。 附 則（平成9年3月27日世教委規則第2号） この規則は、平成9年4月1日から施行する。 附 則（平成11年3月24日世教委規則第3号） この規則は、平成11年4月1日から施行する。 附 則（平成12年3月31日世教委規則第8号） この規則は、平成12年4月1日から施行する。 附 則（平成13年9月28日世教委規則第20号） この規則は、平成13年10月1日から施行する。 附 則（平成15年3月28日世教委規則第2号） この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第15号の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。 附 則（平成16年3月31日世教委規則第5号） この規則は、平成16年4月1日から施行する。 附 則（平成16年12月17日世教委規則第17号） この規則は、平成17年4月1日から施行する。 附 則（平成18年6月28日世教委規則第19号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成20年3月28日世教委規則第7号） この規則は、平成20年4月1日から施行する。 附 則（平成20年5月27日世教委規則第23号）

改正後	改正前
この規則は、平成20年6月1日から施行する。 附 則（平成21年9月25日世教委規則第14号） この規則は、平成21年10月1日から施行する。 附 則（平成22年5月6日世教委規則第12号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。 附 則（平成22年7月16日世教委規則第15号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成26年3月28日世教委規則第4号） この規則は、平成26年4月1日から施行する。 附 則（平成26年11月28日世教委規則第11号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成27年3月13日世教委規則第6号） 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条第3号の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行の日から施行する。 2 前項本文の規定にかかわらず、この規則の施行の際、現に在任する教育長の任期が満了する日（当該満了する日前に当該教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）までは、この規則による改正後の第2条及び第2条の2第1項の規定は適用せず、この規則による改正前の第2条及び第2条の2第1項の規定は、なおその効力を有する。 附 則（平成28年6月28日世教委規則第13号） この規則は、平成28年7月1日から施行する。 附 則（平成29年3月17日世教委規則第8号） この規則は、平成29年4月1日から施行する。	この規則は、平成20年6月1日から施行する。 附 則（平成21年9月25日世教委規則第14号） この規則は、平成21年10月1日から施行する。 附 則（平成22年5月6日世教委規則第12号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。 附 則（平成22年7月16日世教委規則第15号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成26年3月28日世教委規則第4号） この規則は、平成26年4月1日から施行する。 附 則（平成26年11月28日世教委規則第11号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成27年3月13日世教委規則第6号） 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条第3号の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行の日から施行する。 2 前項本文の規定にかかわらず、この規則の施行の際、現に在任する教育長の任期が満了する日（当該満了する日前に当該教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）までは、この規則による改正後の第2条及び第2条の2第1項の規定は適用せず、この規則による改正前の第2条及び第2条の2第1項の規定は、なおその効力を有する。 附 則（平成28年6月28日世教委規則第13号） この規則は、平成28年7月1日から施行する。 附 則（平成29年3月17日世教委規則第8号） この規則は、平成29年4月1日から施行する。

改正後	改正前
附 則（平成29年 6 月30日世教委規則第13号） この規則は、平成29年 7 月 1 日から施行する。 附 則（令和元年 6 月28日世教委規則第 9 号） この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 号の改正規定（「用賀まちづくりセンター」の次に「、二子玉川まちづくりセンター」を加える部分に限る。）は、同月16日から施行する。 附 則（令和 3 年12月10日世教委規則第16号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和 4 年 3 月29日世教委規則第 4 号） この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 附 則（令和 5 年 3 月29日世教委規則第 5 号） この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 附 則（令和 6 年12月27日世教委規則第13号） この規則は、公布の日から施行する。 <u>附 則（令和 7 年 7 月 日世教委規則第 号）</u> <u>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第 2 条第 1 項第 8 号の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。</u>	附 則（平成29年 6 月30日世教委規則第13号） この規則は、平成29年 7 月 1 日から施行する。 附 則（令和元年 6 月28日世教委規則第 9 号） この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 号の改正規定（「用賀まちづくりセンター」の次に「、二子玉川まちづくりセンター」を加える部分に限る。）は、同月16日から施行する。 附 則（令和 3 年12月10日世教委規則第16号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和 4 年 3 月29日世教委規則第 4 号） この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 附 則（令和 5 年 3 月29日世教委規則第 5 号） この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 附 則（令和 6 年12月27日世教委規則第13号） この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の改正要旨（令和 7 年 7 月 8 日教育委員会付議）

1 東京都及び世田谷区の条例改正による「子育て部分休暇」の導入に合わせた規定の整理【改正規則第 2 条第 1 号第 8 号】

区立小・中学校に勤務する都費負担教職員が適用を受ける「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」（平成 7 年東京都条例第 4 5 号）の改正、また、区立幼稚園に勤務する教育職員が適用を受ける「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」（平成 1 2 年世田谷区条例第 2 1 号）の改正があったことにより、令和 7 年 4 月 1 日から、「子育て部分休暇」が導入された。

それぞれの「子育て部分休暇」の承認に関する権限については、教育委員会の権限に属する事務であるところ、その権限を教育長に委任することについて、本規則の改正により定める。